

## 総務文教厚生常任委員会記録

- |   |         |                               |       |        |       |       |  |
|---|---------|-------------------------------|-------|--------|-------|-------|--|
| 1 | 日 時     | 令和7年12月18日(木) 午前9時30分～午後2時43分 |       |        |       |       |  |
| 2 | 場 所     | 全員協議会室                        |       |        |       |       |  |
| 3 | 出席委員    | (委員長)                         | 坂ノ井 徳 |        |       |       |  |
|   |         | (副委員長)                        | 岡本 泰行 |        |       |       |  |
|   |         | (委員)                          | 篠脇 丈毅 | 田中 晴美  | 長友 光子 | 平井 保彦 |  |
|   |         |                               | 山本 達也 |        |       |       |  |
| 4 | 欠席委員    | なし                            |       |        |       |       |  |
| 5 | 委員外議員   | 平岡 実千男                        | 藤沢 宏司 |        |       |       |  |
| 6 | 執行部参与   | 副市長                           |       | 宮本 裕   |       |       |  |
|   |         | 会計管理者                         |       | 丸川 貴子  |       |       |  |
|   |         | 会計課 課長                        |       | 川尻 由紀子 |       |       |  |
|   | (総合政策部) | 部長                            |       | 藤村 英明  |       |       |  |
|   |         | 政策企画課 課長                      |       | 三浦 賢太郎 |       |       |  |
|   |         | 地域づくり推進課 課長                   |       | 守田 訓   |       |       |  |
|   | (総務部)   | 部長                            |       | 丸川 貴司  |       |       |  |
|   |         | 部次長(危機管理課長)                   |       | 酒井 正樹  |       |       |  |
|   |         | 総務課 課長                        |       | 久角 恵一  |       |       |  |
|   |         | 大島地区担当課長                      |       | 濱岡 健陽  |       |       |  |
|   |         | 主査                            |       | 石本 勇二  |       |       |  |
|   |         | 財政課 課長                        |       | 山本 健司  |       |       |  |
|   | (市民部)   | 部長                            |       | 藤森 斉   |       |       |  |
|   |         | 市民生活課 課長                      |       | 應潟 雄一  |       |       |  |
|   |         | 税務課 課長                        |       | 礪部 理子  |       |       |  |
|   | (健康福祉部) | 部長(社会福祉事務所長)                  |       | 益田 昌明  |       |       |  |
|   |         | 社会福祉課 課長                      |       | 山本 直邦  |       |       |  |
|   |         | こどもサポート課 課長                   |       | 岩原 幸枝  |       |       |  |
|   |         | 高齢者支援課 課長                     |       | 藤井 裕久  |       |       |  |
|   |         | 健康増進課 課長                      |       | 上田 芳枝  |       |       |  |
|   | (教育委員会) | 教育長                           |       | 西元 良治  |       |       |  |
|   |         | 教育部長                          |       | 室田 和範  |       |       |  |
|   |         | 教育総務課 課長                      |       | 檜垣 彰宏  |       |       |  |
|   |         | 学校教育課 課長                      |       | 大田 恵也  |       |       |  |
|   |         | 生涯学習・スポーツ推進課 課長補佐             |       | 生駒 ひとみ |       |       |  |
|   |         |                               | 課長補佐  | 高瀬 正博  |       |       |  |
|   |         |                               | 主査    | 高杉 政章  |       |       |  |
|   |         | 文化財室 室長                       |       | 大岡 弘明  |       |       |  |
|   |         | 柳井図書館 館長                      |       | 小柳 五寛  |       |       |  |

学校給食センター 所長  
(選挙管理委員会事務局) 書記長  
(監査委員事務局) 局長

西本 佳孝  
柳屋 康彦  
兼深 博史

7 議会事務局 次長 寺岡 富美 書記(主査) 坪野 芳美 松本 航

## 8 協議事項

### 1 【付託議案等】

- (1) 議案第50号 柳井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について [こどもサポート課]
- (2) 議案第52号 柳井市弓道場条例の制定について [生涯学習・スポーツ推進課]
- (3) 議案第53号 柳井市武道館等に関する条例の全部改正について [生涯学習・スポーツ推進課]
- (4) 議案第54号 柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び柳井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について [こどもサポート課]
- (5) 議案第55号 柳井市事務連絡委託費交付条例の一部改正について [地域づくり推進課]
- (6) 議案第57号 柳井市手数料条例の一部改正について [税務課]
- (7) 議案第58号 柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について [こどもサポート課]
- (8) 議案第62号 柳井市大島総合センターの指定管理者の指定について [高齢者支援課]
- (9) 議案第63号 柳井市平郡デイサービスセンターの指定管理者の指定について [高齢者支援課]
- (10) 議案第66号 月性展示館の指定管理者の指定について [文化財室]
- (11) 議案第67号 工事請負変更契約の締結について [総務課]
- (12) 議案第71号 (分割付託) 令和7年度柳井市一般会計補正予算(第3号)
- (13) 議案第72号 令和7年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) [市民生活課]
- (14) 議案第73号 令和7年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) [高齢者支援課]
- (15) 議案第74号 令和7年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号) [市民生活課]
- (16) 議案第76号 柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について [総務課]
- (17) 議案第77号 柳井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について [総務課]
- (18) 議案第78号 令和7年度柳井市一般会計補正予算(第4号) [総務課]
- (19) 議案第79号 令和7年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) [市民生活課]
- (20) 議案第80号 令和7年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算(第3号) [高齢者支援課]

(21) 議案第81号 令和7年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

[市民生活課]

(22) 請願第1号 上関の使用済核燃料中間貯蔵施設計画への反対決議を求める請願書

2【付託調査事項について】

- (1) 学校教育等問題について
- (2) 市民生活に関わる社会福祉について
- (3) 環境に関する調査について
- (4) 防災に関する事項について

3【その他】

( 開会 午前9時30分 )

委員長(坂ノ井 徳) 定刻がまいりました。委員会の開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。御起立をお願いします。

【 「互礼」 「おはようございます」 「御着席願います」 】

委員長(坂ノ井 徳) ただいまから総務文教厚生常任委員会を開会いたします。各委員の皆様、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議に2名の委員外議員さんより、出席したい旨の申し出がございましたので、これを許可したいと思います。

このたびの協議事項につきましては、先の本会議で、本委員会に付託となりました分割付託1件を含む議案21件、請願1件、付託調査事項及びその他でございます。

本日の審査でございますが、最初に請願を、次に、総合政策部、総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び教育委員会関係を、最後に市民部及び健康福祉部関係をそれぞれ一括で行いたいと思います。

発言の際には、挙手の上、マイクのボタンを押し、マイクに向かって、発言してください。執行部の方は、ハンドマイクを使ってください。また、私語は控えていただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、9月議会で継続審査となっております請願第1号、上関の使用済核燃料中間貯蔵施設計画への反対決議を求める請願書について議題とします。委員の皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。委員会として、請願についての審査の結果を、採択とすべきもの、一部採択とすべきもの、不採択とすべきものに区分して、議長に報告しなければならないとされています。請願の審査に当たって、結論を出しかねる場合には、継続審査の手続が取られることとなります。したがって、皆様の御意見として、採択とすべきもの、一部採択とすべきもの、不採択とすべきもののいずれか、あるいは継続審査ということを、理由を付して、御発言ください。それでは、どなたからでも結構ですので、御発言をお願いします。

委員(長友 光子) 私は採択すべきものという立場で発言をいたします。今回の請願は4,000筆もの中間貯蔵施設反対の署名を携えた請願であります。国の判断を、国の説明を待つということで、継続審議と今なっておりますが、いつになるかわからないその説明を待つというの

では、情勢はすでに進んでいます。中国電力は、適地であるという調査結果を発表しています。本当に不十分な調査ではありましたが、もう発表しました。これからまた、調査について、また、抗議をして、第三者を交えた調査など要求はしていきたいと思いますが、このようにどんどん情勢は進んでおります。そんな中で、今、切実な願いとしてこの請願が出されております。その願いに誠実に向き合うということは、この委員会で審議をするということだと思えます。継続審議という形で、実質棚上げにしてしまうということは、誠実に向き合わないことではないかと思えます。請願の趣旨としての、議会での反対決議を上げて欲しいということは物理的に大変困難な状況にはありますが、誠実に審議をするということは大切だと、必要なことだと思えますので、採択に向けて審議をして欲しいと思っています。以上です。

委員（篠脇 丈毅） 私は継続審査という立場で、お話をさせていただきます。去る本会議でも、一般質問のやりとりの中で、市長も1市4町の代表というお立場で、資源エネルギー庁に対して説明を求める、或いは、加えて、事業者である中国電力側にも説明を求めていくというお立場なので、議会として、先に結論ありきではなくて、それを聞いて、しっかり議論をして判断すべきだと思います。いわゆる、そういう時間が必要ではないかという立場で継続審査をお願いしたいと思います。

委員（平井 保彦） 私も継続審査という立場で発言をさせていただきます。前回の委員会から、これまで何か状況が変わったかという、全く変わっていない状況で事業計画等も、まだ発表はされておられませんし、そういったことは変わらない状況下において、継続審査以外の決になるということはありませんかというように思っています。したがって、今回も継続審査ということにすべきだというように思います。以上です。

委員（岡本 泰行） 私は採択すべきものという立場で発言をさせていただきます。長友委員もおっしゃったとおり、もう民意ははっきりと採択すべきものという結論をお出しになっていらっしゃいます。このたびの選挙結果を見てみても、それは明らかであることがわかりました。ですので、私はこのたびは採択すべきものというので発言をさせていただきました。

委員（田中 晴美） 私も継続審議をお願いいたします。以上。

委員（山本 達也） 先ほど平井委員さんもおっしゃいましたが、私も前回の委員会で御協議したときに発言しましたが、それから今日までの間に、状況の変化があったかという、私はないと思っています。誠実に向き合いたいからこそ、無責任な返答をしたくないという思いで私は継続審査で結構だと思っています。それから1つ加えて言いますと、今回の選挙の結果とおっしゃいますけれども、本当に選挙の結果という、どこから出てくる数字かわかりませんが、これ果たして本当に民意を反映させた選挙結果なんだろうかというふうに、反論するわけではないのですが、本当にそのあたりがわかっているらっしゃって、被選挙人の方々の意見が出たのかなというところは疑問に思っています。これは今から、しっかりと我々と一緒に、その辺のところは勉強していただいて、ともにですね、しっかりと、結果を出していきたいというふうに思っていますので、今の段階では、誠実に、長友委員さん、すみません、向き合いたいからこそ、中途半端な気持ちで賛否を問うというのは非常に危険な話かなというふうに思っています。以上です。

委員長（坂ノ井 徳） 継続審査が4人。それでは継続審査という意見がありましたので、採決を

行います。お諮りいたします。請願第1号を継続審査と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって請願第1号は全員異議なく継続審査と決しました。10時まで休憩いたします。

（ 休憩 午前9時42分 ）

（ 再開 午前9時55分 ）

委員長（坂ノ井 徳） それでは、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。互礼を行いたいと思いますので、御起立をお願いいたします。ただいまから、総合政策部、総務部等及び教育委員会関係について審査を進めたいと思います。

執行部の皆さんには、大変お忙しい中、御出席くださいます、ありがとうございます。

発言の際には、挙手の上、大きな声でハッキリと発言してください。また、私語は控えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、付託議案等の審査を行います。議案第52号、柳井市弓道場条例の制定について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

生涯学習・スポーツ推進課長補佐（生駒 ひとみ） 議案第52号、柳井市弓道場条例の制定について補足説明をいたします。議案書15頁をお願いします。現在の柳井市弓道場については、柳井市武道館等に関する条例により南浜の武道館と同一の条例で制定しておりますが、このたび新しい弓道場を都市公園である翠が丘防災運動公園に整備したことに伴い、新たに弓道場の設置及び管理に係る条例を制定するもので、新弓道場は、現在改修工事中の隣接の既存柔剣道場も含めた一体施設として管理いたします。第3条は休館日に関する規定で、12月29日から1月3日までを休館日として設定するものです。現在は12月28日から1月4日までが休館日となっておりますが、休館日を短縮し、市民サービスの向上と施設の有効活用を図るものです。第4条は、使用時間に関する規定で、午前9時から午後9時までと設定するものです。現在は午後10時までを使用時間としておりますが、新弓道場は住宅地に近接していることから、発生音などを考慮し、みどりが丘図書館の閉館時間にあわせ午後9時までと設定するものです。第5条は使用の許可に関する規定、第6条は許可の制限に関する規定、第7条は許可の取消し等に関する規定で、いずれも市民球場などの条例と同様に設定するものです。第8条は使用料金に関して新たに別表のとおり設定するものです。議案書18頁の別表第1を御覧ください。弓道場の使用料金は別表1に記載のとおりです。これまでは使用する時間帯により使用料金を定めておりましたが、新条例では使用者の利便性と施設の有効利用を図るため、1時間単位での使用料金としています。また、7人立ちでの使用を原則とし、全面を使用する専用使用と、専用使用がない時間帯に利用可能な個人使用の2種類としたことから、新たに個人使用の料金単価を設定しました。午前9時から午後9時までは、専用使用のときは1時間につき770円、個人使用のときは110円です。午後9時から翌日の午前9時までの使用時間外、いわゆる超過使用料金については、専用使用のときは1時間あたり920円、個人使用のときは130円となります。専用使用については、全面使用での申請・許可を想定し、個人使用につ

いては、使用人数かける時間での使用・許可を基本といたします。備考第3項において、市内在住または市内の学校に通う児童・生徒もしくは学生や、市内で活動するスポーツ団体の使用料を半額とすることとしています。また、別表第2において、役員室に冷暖房設備を設けたことから、今回、新たに使用料金を設定しています。続いて議案書の16頁にお戻りください。第9条は使用料の還付に関する規定、第10条は原状回復に関する規定、第11条は目的外使用等の禁止に関する規定、第12条は損害賠償に関する規定、第13条は委任に関する規定で、いずれも他の施設の条例と同様に設定するものです。続いて附則では、第1項は本条例の施行期日に関する規定、第2項は柳井市都市公園条例の一部改正に関する規定、第3項は準備行為に関する規定について定めるものです。補足説明は以上です。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員（山本 達也） 第4条の使用時間、今までの午後10時を午後9時までになるってことは1時間短縮となるわけですが、近隣住民に対しての配慮というのはすごくよくわかるんですが、今まで使用されてた人たちのニーズには、配慮はどうなるんですか。

生涯学習・スポーツ推進課主査（高杉 政章） 利用者の方々の調整に関しましては、主に柳井市弓道連盟の方々、この中には学校さん等もありますが、柳井市弓道連盟の方々とはたびたび協議を重ねまして、近隣の方々への配慮ということで、この午後9時に設定をしたいということで話をしまして、概ねこの時間で問題ないということで御了解をいただいております。多少やっぱ遅くまで使えたほうがいいなという御意見はあったんですが、近隣の方への配慮ということで、御理解いただいたところでございます。以上です。

委員（山本 達也） 現状、今までの、利用されている時間帯というのは、午後10時までということ結構あったのでしょうか。

生涯学習・スポーツ推進課主査（高杉 政章） 使用申請上、毎日確認しているわけではないんですが午後10時までの使用申請があったことは、もちろんございます。社会人の方ですと会社終わりに弓道場に行って、弓を引くということは多々あるように聞いておりますので、これまでは午後10時までの使用はあったというふうに認識しております。以上です。

委員（山本 達也） 先ほど、最初の答弁で弓道連盟と協議をされて、納得されたということはその辺りもすべて含めて納得されたという受けとめ方がいいのですね。

生涯学習・スポーツ推進課主査（高杉 政章） おっしゃるとおりでございます。すべて御納得いただいてこの方針になっております。以上です。

委員（山本 達也） はい、わかりました。

委員（篠脇 丈毅） ちょっと基本的なことをお伺いします。複合図書館に隣接をして、物事が考えられているように思うのですが、平常の管理はどういうふうな形になりますか。

生涯学習・スポーツ推進課長補佐（生駒 ひとみ） 鍵の管理に関しましては、文化福祉会館の指定管理者に委託をする予定にしております。

委員（篠脇 丈毅） 申し込みとか、使用の許可まで含めて指定管理者に委託をされるのでしょうか。

生涯学習・スポーツ推進課長補佐（生駒 ひとみ） 申請その他につきましては生涯学習・スポー

ツ推進課が担う形になります。

委員（篠脇 丈毅） 複合図書館に隣接しているのですから、教育委員会に行って許可をいただかなくても、複合図書館が開いてる時間が長いんですから、そちらで受け付けるようにしたらどうですか。

生涯学習・スポーツ推進課主査（高杉 政章） 複合図書館については、休館日等もごございます。開館時間も弓道場と少し異なりますので弓道場の利用者の利便性を考えますと、文化福祉会館に鍵を委託するというのが一番妥当ではないかという判断に基づくものでございます。使用許可の申請については、教育委員会で予約の入っている状況等をすべて把握いたしますので、そちらについても使用許可の申請の受理と許可につきましては教育委員会生涯学習・スポーツ推進課で行うことが最も効率的だと判断しております。以上です。

委員（篠脇 丈毅） もう1点。私は、ちょっと距離もあるんで思うんですけど、指定管理者は文化福祉会館、体育館と同じ指定管理者になるんですか。

生涯学習・スポーツ推進課主査（高杉 政章） そうですね。文化福祉会館とバタフライアリーナの指定管理をさせていただいております、株式会社ビークルエッセという会社になりますが、こちらに委託をするようになります。

委員（篠脇 丈毅） はい、ありがとうございました。

委員長（坂ノ井 徳） その他ございますか。

委員（平井 保彦） 先ほど山本委員がおっしゃった使用時間の件なんですけども、使用される方、それから市のサイドで協議をしたということなんですけども、一番肝心なのは周りの住民の方なんだろうなというように思うんですけども、最初から相談するほうがいいか悪いかは別として、そのあたりをどう考えていこうと思っておられるか、教えていただけたらと思います。近隣住民の方々からの苦情が出るかもしれないということで、時間を短縮したということですよ。それが午後9時ならオッケーで午後10時ならだめだという根拠はどこにも多分ないんだらうなと思うので。

生涯学習・スポーツ推進課主査（高杉 政章） 近隣住民の方への説明につきましては、7月に3回ほど、住民向けの弓道場に関する説明会というのを行っております。この3回の説明会の中で開館時間についても、まだ案という形でしたが、午後9時までの使用を考えていると。その理由についても、音が発生することですとか、みどりが丘図書館の開館時間に合わせるという旨のことも説明をした上で、特段、その辺りについての反対意見というのはございませんでしたので、このような方針にしております。今後、開館の具体的なところが決まっていきましたら、広報等でもこの開館時間についても細かく周知を図っていきたいと考えております。以上です。

委員（平井 保彦） ありがとうございます。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

委員（長友 光子） 分からないのでお聞きしたいのですが、専用使用と個人使用についてです。専用使用という場合に、その団体で専用で使用する。しかし、料金が7倍なんです。だから、弓矢を放つところの7レーンを使うとかそういうことなんですか。よく分からないので、お聞きしたいんです。

生涯学習・スポーツ推進課主査（高杉 政章） 簡単に申し上げますと、今議員さんおっしゃった通りのことでございます。専用使用ということですので、文字どおり専用ということで、他の団体個人の方には使用されることなく、1つの団体さんで使用されるというのが専用使用ということで、今回の整備としては7面、7人立ちということで整備をしておりますので、7面全てを使えるということになります。逆に個人使用の場合には人数によりますし、個人使用と言いましても2人で使う3人で使うということがあるかと思いますが、その場合には、何人で何面使うというようなものを、こちらで把握できるような形で申請を受けて、許可をします。例えば2面使用するというのであれば、残り5面については、個人利用ができるというような運用の仕方を考えております。以上です。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら委員外議員さんから何かございましたら、お願いいたします。

委員外議員（藤沢 宏司） 運用上の話でちょっと確認をしておきたいんですけど、実は、市民球場とか他も一緒なんですけど、朝9時から使えるということなんですけど、その9時って開館なのか、試合ができるのが9時なのか。そして試合開始が例えば9時からであったら、その前にもう開館して入らないといけないのですよね。その辺の考え方ってどうされているのか。それと、その団体と、その辺も打ち合わせがちゃんとできているのかどうなのか。これ大会の、いろいろなところを引き受けたりする場合に、9時から始めたのでは全部終わらないというような可能性もあったりするので、そうすると、例えば8時には開館をして準備をして、9時から始めるとかその辺はどうなのか教えてください。

生涯学習・スポーツ推進課長補佐（生駒 ひとみ） 先ほど説明でもちょっと申し上げたんですけど、基本的には朝9時から夜9時までが使用時間となっておりますが、料金表、議案書の18頁ですが、午後9時から午前9時までという枠がございます。これがいわゆる超過時間なんですけど、大会などで、朝早くから入られる場合、朝7時から入りたいという場合には、こちらの単価でその時間に応じたものを請求させていただくという形になります。

委員外議員（藤沢 宏司） 時間とか料金の話をしているのではないのですよ。それはそれで超過時間だったら、それは取られれば良いと思うんですよ。そうではなしに、午前9時から始めるんだったら、言われるとおり午前7時とか来られるので、そういう場合にはその近隣の住民の方とか、その辺もOKなのかどうなのか。

生涯学習・スポーツ推進課主査（高杉 政章） 時間の件に関しまして、弓道連盟さんとも協議を重ねているところではございますが、今お聞きしてる範囲では、もちろん午前7時とか午前7時半から準備をしたいということはありますが、音が発生するのは、午前9時以降ということで、ここは問題ないという、いろんな大会を開催するにあたって午前9時以降の音の発生ということで問題ないということで聞いております。近隣の方への御迷惑ということを考えますと、影響ということで考えますと、午前9時以降ということなのでいつもの開館時間と違いなくですね、運用していけるのではないかなと思っております。

委員外議員（藤沢 宏司） もう1件。今の弓道場はどうなるのですか。

生涯学習・スポーツ推進課長補佐（生駒 ひとみ） 現在はまだ検討中でございます。

委員外議員（藤沢 宏司） もう1点。この弓道場は、いつから使用ができるようになるんですか。  
開館と言いますか。

生涯学習・スポーツ推進課長補佐（生駒 ひとみ） 現在改装中の柔剣道場も含めた新弓道場は年度内の供用開始に向けて現在関係各所と調整しております。

委員外議員（藤沢 宏司） まだ決まってないということですね、年度内ということですか。

生涯学習・スポーツ推進課長補佐（生駒 ひとみ） その通りです。

委員外議員（藤沢 宏司） はい、分かりました。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより議案第52号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第52号は全員異議なく可決と決しました。

続きまして議案第53号、柳井市武道館等に関する条例の全部改正について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

生涯学習・スポーツ推進課長補佐（生駒 ひとみ） 議案第53号、柳井市武道館等に関する条例の全部改正について補足説明をいたします。議案書19頁を御覧ください。これまで本条例により武道館及び弓道場について規定しておりましたが、このたび新しい弓道場を都市公園である翠が丘防災運動公園に整備したことに伴い、柳井市弓道場条例を新たに制定し、本条例中の弓道場に関する文言を削るものです。また、これにより、本条例の対象となる施設が指定管理施設のみとなるため、他の指定管理施設の条例と同様の条建てとするため、全部改正を行うものです。条文全体として武道館等を武道館に、使用、使用者を利用、利用者、施設管理者としての教育委員会を指定管理者に変更しています。補足説明は以上です。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようございましたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それではないようでございますので以上で質疑を終わります。

これより議案第53号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第53号は全員異議なく可決と決しました。

続きまして、議案第55号、柳井市事務連絡委託費交付条例の一部改正について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

地域づくり推進課長（守田 訓） 議案第55号、柳井市事務連絡委託費交付条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。それでは25分をお願いします。市内各自治会への事務連絡委託費につきましては、本条例に基づき、市からの委託事務を各自治会長等に委託し、その委託費を各自治会長等に交付してまいりました。この事務連絡委託費でございますが、広報やないをはじめとした市からの通達文書を毎月2回、自治会を通じて各戸に配布・回覧するなどのお願いに対し、その対価として自治会長等に交付しておりました。しかしながら、条例の文言上、事務連絡委託費とされていることから、このたび、委託事務の委託先を自治会とし、交付先も自治会へ変更とその条例改正をお願いするものでございます。以上でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 課長さん確認ですが、問題の本質を説明してください。

地域づくり推進課長（守田 訓） 3月18日の総務文教厚生常任委員会でも御説明させていただきました。重複する部分がございますが、ある自治会の方から事務連絡委託費の取扱いについてということで、こちらにお問い合わせをいただきました。その自治会につきましては、運用上、委託費の振込先を個人口座へと振り込んでおまして、自治会における予算決算の中に、その委託費の部分が出てないよということの御質問いただいております。ということで、市といたしまして、顧問弁護士さんにも御相談をさせていただきまして、その委託費の性質的などころの協議をしてまいりました。委託費につきましては今の条例上で言えば、自治会長等に委託するというので、自治会長個人に委託するというものではございますが、条例の文言上、先ほど申しました事務連絡委託費ということでございまして、このたび、制度を改正した上で、運用上も個人の口座から自治会の肩書がついた、また、役職がついた口座への運用上も変更するというので、今、各自治会への御理解を求めながら事務を進めているところでございます。以上です。

委員（篠脇 丈毅） ということは、改めて確認の意味で申しますが、事務連絡委託契約は、あくまでも市と自治会が締結すると。その代表者である自治会長の名において契約することもあるというふうに考えたんでいいのでしょうか。

地域づくり推進課長（守田 訓） 今回この条例改正で自治会に委託するということを御提案させていただいてますが、契約という形ではなくて、自治会長に委託する委託書を送付するというので考えております。

委員（篠脇 丈毅） はい。ありがとうございます。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第55号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第55号は全員異議なく可決と決しました。

続きまして議案第66号、月性展示館の指定管理者の指定について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

文化財室長（大岡 弘明） 議案第66号、月性展示館の指定管理者の指定について補足説明いたします。議案書36頁を御覧ください。現在、公益財団法人僧月性顕彰会が指定管理者となっている月性展示館につきまして、令和8年3月31日で指定管理期間が終了するため、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、公益財団法人僧月性顕彰会を指定管理者に指定するものです。なお、申請内容については書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査の結果、評価基準を満たしておりましたので指定管理者の候補者として決定しております。以上です。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございましたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようでございますので以上で質疑を終わります。

これより議案第66号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第66号は、全員異議なく可決と決しました。

続きまして、議案第67号、工事請負変更契約の締結について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

総務課長（久角 恵一） 補足説明を申し上げます。議案書37頁をお願いします。本議案は、庁舎浸水対策改修電気設備工事の請負変更契約の締結についてでございます。本工事につきましては、本年6月27日にトオル電気株式会社と工事請負契約を締結し、令和8年3月を完成期日として事業を推進しておりますところ、工事を進める中におきまして、仮設発電機の設置や矢板・杭工事の工法変更、既設受変電設備の改造などを行う必要が生じたことから、契約金額を3,512万3,000円増額し、1億9,880万3,000円に変更するものでございます。また、本工事は市庁舎の機能を維持し、執務を並行しながら、大規模な改修工事を行うという特殊性を有するものでございまして、工期につきましても、約2か月延長し、令和8年5月29日を完成予定とするものでございます。以上です。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等

がございましたらお願いいたします。

委員（平井 保彦） 今回の工事の変更ということですが、これは、当初は予期できなかったということなんでしょうか。その辺りちょっと説明していただきたいと思います。

総務課長（久角 恵一） 委員おっしゃるとおりでございますが、この工事につきましては、令和6年度におきまして実施設計等も行っておるところでございますが、実際に工事に着手しますと、庁舎も40年建設時からたっておりますし、老朽化した部分の調整もございましたり、また執務平行ということで、土日を中心とした事業の進捗といったこともございますことから、工期についても延長させていただく必要が出たということでございます。

委員（平井 保彦） 特別何か突発的なことが起きたというわけではないというように理解しておいたんでよろしいんでしょうか。

総務課長（久角 恵一） 突発的ということではございませんけれども、停電を伴った工事の進捗ということもございまして、電気設備についても、改修改造の必要も出てきた部分はございます。以上です。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようでございますので以上で質疑を終わります。

これより議案第67号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第67号は、全員異議なく可決と決しました。

続きまして分割付託となっております議案第71号、令和7年度柳井市一般会計補正予算（第3号）について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

総務課長（久角 恵一） それでは、令和7年度補正予算書（12月補正）を御覧いただけたらと思います。補正予算書の7ページをお願いします。まず、繰越明許費でございます。一番上段にございます、庁舎浸水対策改修事業は、工期の延伸に伴い、事業に係る委託料及び工事費を繰越とさせていただくものでございます。

生涯学習・スポーツ推進課長補佐（高瀬 正博） 続いて4段目にございます、ウェルネスパーク長寿命化対策事業は、事前調査など、発注準備に期間を要したことに伴い、設計業務に係る委託料を繰越とさせていただくものでございます。

議会事務局次長（寺岡 富美） 次の8ページをお願いします。債務負担行為補正でございます。一番上段にございます、やない議会だより印刷製本費は3月定例会に係る議会だよりを新年度4月に発行するため、今年度中に入札を行い、契約手続を進める必要がありますので債務負担行為の設定を行うものでございます。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 続きまして、広報やない印刷製本費ですが、広報は毎月発行して

おりますので、今年度中に入札事務を執行できるよう、あらかじめ債務負担行為の設定を行うものでございます。次にソフトウェア使用料ですが、新年度4月から職員が使用するマイクロソフト365、これはサブスクリプションタイプのソフトですが、このライセンス使用料について、同じく今年度中に入札が必要となるため債務負担行為を設定するものでございます。

総務課長（久角 恵一） 次に総務課の関係ですが、上から4番目の庁舎清掃業務等委託料及び5番目の庁舎冷暖房点検保守業務委託料につきまして、年度当初からの業務、保守管理の契約が必要となることから債務負担行為の設定を行うものでございます。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 9号、上から3番目のスクールバス借上料は、マイクロバスのリース期間の満了に伴い、再々リースをするため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。次のサンビームやない機械警備業務委託料は、教育委員会事務局の機械警備業務を再度、実施するためのもので、債務負担行為の設定するものでございます。その次の小中学校可燃物等収集業務委託料は、各学校の定期収集業務を、年度当初から実施するためのものでございます。

学校教育課長（大田 恵也） 小中学校英語活動・学習推進事業委託料ですが、ALTを活用した外国語指導を行う事業です。現在の委託契約が今年度末で終了となるため、今年度中にプロポーザル方式により業者の選定を行う予定です。次の小中学校AIドリル使用料、小中学校デジタル教科書使用料、小中学校学習支援ソフト使用料ですが、4月当初から使用できるよう、それぞれ今年度中に入札を行いたいため債務負担行為を設定しております。小中学校飲料水検査手数料ですが、飲料水検査は毎月の検査が必要な項目があり、4月当初の検査を実施するため、今年度中に入札を行いたいと考えております。続いて、心電図測定業務委託料ですが、対象学年の児童生徒及び教職員が対象ですが、4月に検査を実施するため、入札を行いたいと考えております。

文化財室長（大岡 弘明） 次の月性展示館管理運営委託料でございます。令和7年度末で月性展示館の指定管理期間が終了するため、令和8年度から令和12年度までの5年間の債務負担行為の限度額を設定するものです。

学校給食センター所長（西本 佳孝） 学校給食センター清掃業務委託料ですが、主に調理場内の換気扇、床、照明器具等の清掃業務について、年度当初から必要となるため債務負担行為を設定するものです。

柳井図書館長（小柳 五寛） 次の図書館空調設備管理業務委託料は令和8年4月1日から空調設備管理業務を委託するため、令和7年度中での契約が必要であることから、債務負担行為の設定を行うものでございます。

総務課長（久角 恵一） 続きまして21号、一般管理費をお願いします。21号の給料、職員手当等、共済費、続いて22号の旅費の補正につきましては、人事異動、会計年度任用職員の任用等に伴うもので、議会費を含め、他の費目において同様の理由により補正をお願いしております。52号の給与費明細書をお願いします。52号は特別職に係るもの、53号以降は一般会計における一般職全体に係る給与費の明細でございます。56号をお願いします。（2）は給料及び職員手当の増減額の明細でございます。上段の給料につきましては、育児

休業、休職、退職、人事異動等に伴う増減によるもので、961万3,000円の減額となっております。下段の職員手当につきましては、人事異動等に伴う影響額、退職申出者の退職手当、時間外勤務手当等、通勤手当などに伴う増減によるもので、1億9,701万9,000円の増額となっております。職員手当のうち退職手当につきましては、役職定年等を契機に退職される方、役職定年等を契機に定年前再任用短時間勤務を選択される方などを含め12人について補正をお願いするものです。時間外勤務手当等につきましては、10月末の実績で当初予算額の約65%に達しており、例年の支払実績を踏まえ、増額をお願いするものです。時間外勤務が増加した主な要因といたしましては、国勢調査実施業務、災害対応業務などによるものでございます。22頁にお戻りください。需用費の修繕料につきましては、庁舎修繕料のうち給排水、消防、電気設備等において不足が見込まれるため、増額をお願いするものです。

財政課長（山本 健司） 続きまして財産管理費です。積立金のうち、教育基金、地域福祉基金及びふるさと振興基金への積立金は、8月から10月末までにふるさと納税により頂戴した寄附金2,956万4,000円、及び一般からの御寄附81万6,000円を、寄附者の御意向に従い、それぞれの基金に積み立てるものでございます。件数は、教育基金分が191件、地域福祉基金分が157件、ふるさと振興基金分が295件となっております。なお、寄附金の歳入につきましては、16頁にそれぞれ同額を計上いたしております。財政調整基金積立金は、一般会計の令和6年度からの繰越金の2分の1相当額を地方財政法の規定に基づき積み立てるものでございます。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 続きまして44、45頁をお願いします。消防費、18節負担金補助及び交付金の広域消防組合特別負担金は、交付税措置分の額が確定したことにより増額要求するものでございます。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 続きまして、次の46頁、教育費、教育総務費、事務局費の負担金補助及び交付金に指導主事給与費負担金を計上しています。当初予算計上後の人事異動に伴う指導主事6人分の県負担金の増額分です。次の小学校費、学校管理費、需用費の施設修繕料は各小学校施設修繕に不足が生じる見込のため増額を行うものです。47頁、中学校費、学校管理費、需用費の施設修繕料は大畠中学校の高圧受電設備修繕のほか、各中学校施設の修繕料に不足が生じる見込みのため増額を行うものです。次の委託料、植栽管理業務委託料は柳井中学校及び大畠中学校の学校用地に繁茂したかずらの除去、処分を行うため増額を行うものです。

生涯学習・スポーツ推進課長補佐（高瀬 正博） 続いて48頁社会教育費を御覧ください。公民館費、倉庫等解体工事費です。旧余田公民館敷地内に設置している倉庫、車庫等の劣化が著しく、強風時に周囲の家屋に危害を及ぼすおそれがあることから、安全上、解体を行うものです。

学校給食センター所長（西本 佳孝） 同じく50頁2目、学校給食センター運営費ですが、修繕料については、今年度の修繕対応に不足が見込まれるため増額計上しています。賄材料費については、学校給食で使用する精米の新米切替による価格改定、値上げに伴い、増額計上しています。

生涯学習・スポーツ推進課長補佐（高瀬 正博） 続いてウェルネスパーク管理費、指定管理者電気料金等支援補助金です。電気料及び灯油代の高騰が著しく、アデリーホシパークの運営に影響を及ぼしていることから、運営費の一部を補助するものです。説明は以上でございます。  
委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（山本 達也） 47の教育費。中学校費の委託料で、植栽管理業務委託料です。これは柳井中学校と大畠中学校のかずらの撤去ということですが、金額が319万円の草刈というのが、どうも極端過ぎてちょっとよく分からないんですが、その要因は何ですか。

教育総務課長（檜垣 彰宏） まず柳井中学校でございますが、こちらはグラウンドの側の井向川のところに、グラウンドとフェンスがございまして、フェンスの外側に繁茂しておりますが、かずらが非常に広範囲にわたって茂っております、そちらの除去をさせていただくというものでございます。また、大畠中学校のかずらにつきましては、現在使用しておりませんが、大畠中学校のプール敷地内に、非常に大量にかずらが繁茂しております、隣接する市営住宅の方からも、できるだけ除去していただきたいということで、今回、除去の補正の計上をお願いさせていただくものでございます。以上でございます。

委員（山本 達也） でもこれ、草もかずらも生き物だから、またすぐ伸びますよね。これは、その都度これぐらいの金額がかかってくるんですか。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 一旦除去させていただきまして、薬剤等を注入して、今度から生えないような努力と言いますか、対策をさせていただきたいと思っております。また、毎年このような金額がかかるというわけではございませんので、定期的に我々の方でも、除去の作業等を行っていききたいというふうに考えているところでございます。以上です。

委員（山本 達也） 今の答弁もありましたけれども、薬剤のみならず防草シートとかいう考え方もありますし、最後におっしゃった定期的な管理が必要じゃないかなということをお願いして。正直言って、草刈りで319万円も学校で使うのであれば、もっと教育費に使ったほうがいいんじゃないかなというふうにも思ったので。すみませんね。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 大変貴重な御意見いただきましてありがとうございます。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

委員（篠脇 丈毅） 退職手当なんですけど、当初予算で組まれずに12月補正でまとめて退職手当を補正で出されているんですが、ひっくるめて10名ということで、その中に若い方がいらっしゃるかどうかだけ教えてください。

委員長（坂ノ井 徳） はいどうぞ。

総務課長（久角 恵一） 退職手当でございますけれども、本年度定年年齢がございませんので、当初予算には計上しておらなかったところでございますけれども、今お尋ねいただきました若年層の予定もございまして、お伝えさせていただきます。

委員（篠脇 丈毅） はい、わかりました。結構です。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございま

せんか。

委員外議員（平岡 実千男） 5 6 分の時間外勤務のところですけど、主に災害業務、国勢調査の負担があったと御説明があったんですけど、もう少し具体的にどのぐらいの負担があったのか教えてもらいたいですけれど。

総務課長（久角 恵一） 時間外勤務につきましては例示的に先ほど国勢調査業務と災害等ということで、御説明させていただきましたが、諸所の積み上げもございまして、中でも目立つものがその2件かなということで御説明をさせていただいたところでございます。災害等についていくらであるとか、何人ぐらいが対象であるかという、つまびらかな資料を今持ち合わせておりませんので、また後程説明させていただければと存じます。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第71号中の総合政策部、総務部等及び教育委員会所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号中の総合政策部、総務部等及び教育委員会所管部分は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第76号から議案78号までの議案3件については、関連がございましたので、一括して審査したいと思います。

それでは議案第76号、柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、議案第77号、柳井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第78号、柳井市一般会計補正予算（第4号）について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

総務課長（久角 恵一） 補足説明を申し上げます。追加議案書1分をお願いいたします。議案第76号は特別職の職員の給与に関する法律の一部改正により、国会議員の期末手当の支給割合が改正されたことに伴い、これに準じて改正を行うものでございます。第1条の改正は、令和7年12月期の期末手当の支給月数を1.725月から1.775月に0.05月分引き上げるもので、期末手当の支給基準日である12月1日から適用するものです。第2条の改正は、第1条の規定による改正後の期末手当の支給月数が6月期と12月期で均等な配分となるようにするもので、附則において令和8年4月1日から施行するものとしております。続きまして議案書2分をお願いいたします。議案第77号は人事院勧告に準じて、柳井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。第1条は、柳井市一般職の職員の給与に関する条例についての改正でございます。第9条の5第1項第1号は、医師の処遇を確保する観点から設けられている初任給調整手当について改正するものです。第10条第2項第2号は、通勤手当の支給月額を距離区分に応じて改正するものです。第15条の3は、宿日直手当の支給額を改正するものです。第18条第2項は、一般の常勤職員に係る令和7年12月期の期末手当の支給月数を1.25月から1.275月に0.025月分引き

上げ、同条第3項は定年前再任用短時間勤務職員に係る期末手当の支給月数を0.7月から0.725月に0.025月分引き上げる改正をするものです。第19条第2項第1号は、一般の常勤職員に係る令和7年12月期の勤勉手当の支給月数を1.05月から1.075月に0.025月分引き上げるもので、同条同項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員に係る勤勉手当の支給月数を0.5月から0.525月に0.025月分引き上げる改正をするものです。3号から12号1行目までは、柳井市一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定しております行政職給料表第1表、医療職給料表等を改めるもので、令和7年4月1日に遡及して適用するものでございます。給料表の改正につきましては、民間給与との格差是正、民間における初任給の動向、公務における人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に一定の改定がなされており、本市における月例給の平均改定率につきましては約3.38%となっております。なお、現業職給料表については、国家公務員の行政職給料表第2表の改正に準じて、規則で定めることとしております。議案書12号をお願いいたします。第2条は、第1条の規定による改正後の柳井市一般職の職員の給与に関する条例について、期末手当及び勤勉手当の支給月数が6月期と12月期で均等な配分となるように改正するもので、附則において令和8年4月1日から施行するものとしております。第3条は、柳井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、任期付職員の給料月額を表のとおり引き上げ、第8条第2項において令和7年12月期の期末手当の支給月数を0.95月から0.975月に0.025月分引き上げ、勤勉手当の支給月数を0.875月から0.9月に0.025月分引き上げる改正を令和7年4月1日に遡及して適用するものです。第4条は、第3条の規定による改正後の柳井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、期末手当及び勤勉手当の支給月数が6月期と12月期で均等な配分となるように改正するもので、附則において令和8年4月1日から施行するものとしております。議案書13号をお願いします。第5条は、柳井市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。第11条第1項第3号は、期末手当の支給月数を1.25月から1.275月に0.025月分引き上げ、第11条の2第1項第3号は、勤勉手当の支給月数を1.05月から1.075月に0.025月分引き上げるもので、附則におきまして令和7年4月1日に遡及して適用することとしております。第6条は、第5条の規定による改正後の柳井市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例について、期末手当及び勤勉手当の支給月数が6月期と12月期で均等な配分となるように改正するもので、附則において令和8年4月1日から施行するものとしております。第7条は、柳井市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。第18条第1項後段及び第20条の2第1項後段を削る改正は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当について、当年度において当該手当の支給割合に改正があった場合、改正後の支給割合を適用しないとする規定を改め、当年度から支給割合の改正を適用するものです。また、フルタイム会計年度任用職員の給料表を行政職給料表第1表の改正に準じ、14号から17号までの別表のとおり改め、附則において令和7年4月1日に遡及して適用するものとしております。続きまして、別冊となっております令和7年度補正予算書（12月補正追加）をお願

いたします。議案第78号の一般会計補正予算（第4号）につきまして説明させていただきます。このたびの補正予算につきましては、人事院勧告による制度改正に伴う補正で、報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費につきまして、議会費を含め、他の費目においても同様の理由による補正をお願いしております。また、特別会計の人件費補正につきましては、社会福祉総務費において国民健康保険事業会計への繰出金を、老人福祉費において介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計への繰出金を計上しております。42ページの給与費明細書をお願いいたします。42ページは特別職に係るもので、議員及び市長、副市長、教育長等に係る補正の内訳となっており、43ページから45ページまでは一般職に係る補正の内訳となっております。46ページをお願いいたします。（2）給料及び職員手当の増減額の明細を御覧ください。上段の給料につきましては、給与改定に伴う増額分で、一般会計職員の給与改定率は3.27%となっております。下段の職員手当につきましては、通勤手当の改定、期末勤勉手当の支給率の改定並びに給与改定に伴う地域手当、特地勤務手当及び退職手当についての増額分となっております。以上でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 1点だけお尋ねをしておきます。現業職の給与については、規則で定めるといことになってるわけですが、ただいまの該当者は何名ですか。

総務課長（久角 恵一） 令和7年4月1日現在の現業職の人数でございますけれども、短時間勤務職員を除きまして男性の常勤が6名、これは再任用職員も含まれますけれども、男性が6名、それから女性が6名の合わせて12名でございます。

委員（篠脇 丈毅） 大変、県下でも珍しい給与表の適用なんですけれども、一般職に切り替えるというようなことは考えておられないんですか。

総務課長（久角 恵一） 現業職の給料表の切り換えでございますけれども、縷々これまでも職員組合等とも議論を重ねてきたところでございますけれども、国県からは別の給料表で扱うべきものという指導を繰り返し受けておるところも事実でございます、労使の間でそこを統一していこうというふうな合意は今のところなされておりません。以上でございます。

委員（篠脇 丈毅） ありがとうございます。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようございますので、以上で質疑を終わります。

これより1案ずつ委員会としての採決を行います。

まず議案第76号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第76号は全員異議なく可決と決しま

した。

次に議案第77号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第77号は全員異議なく可決と決しました。

次に議案第78号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第78号は全員異議なく可決と決しました。

11時10分まで休憩といたします。

（ 休憩 午前11時03分 ）

（ 再開 午前11時09分 ）

委員長（坂ノ井 徳） それでは、休憩を閉じまして委員会を再開いたします。次に、大きな2点目の付託調査事項について、審査を行いたいと思います。（1）学校教育等問題について、執行部から報告事項等がございましたら御説明をお願いいたします。

教育部長（室田 和範） 特にございません。

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、この調査事項に関しまして各委員さんのほうから、何か御発言等がございましたらお願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 柳井市では学級閉鎖が起こってるのか、起こってないのか。インフルエンザの罹患状況はどういう状況にあるか、把握しておられたらお願いをします。

学校教育課長（大田 恵也） 今現在では学級閉鎖等は行っておりません。先週から2校ほど、学級閉鎖を行いました。具体的に言えば、柳井南小学校の5、6年生が、先週の水曜日から金曜日まで、それから余田小学校の3、4年生が先週の金曜日から今週の月曜日までということで閉鎖をしております。インフルエンザの罹患については、今週になって、そこまでの感染は認められてないというような状況で、今現在では、市内全体で約40人弱が罹患しているような状況で、市内で見ると約2%ぐらいの感染率というような状況になっております。以上でございます。

委員（篠脇 丈毅） ありがとうございます。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようでしたら、以上で、（1）学校教育等問題についての協議・審査を終わらせていただきます。

続きまして、（4）防災に関する事項について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 防災に関しまして大きく2点ございます。まず1点目が柳井市地域防災計画の修正と2点目が柳井市国土強靱化地域計画でございますが、まず地域防災計画のほうから御説明させていただきます。タブレット番号01、02及び03をお開きいただけたらと思います。柳井市地域防災計画は11月20日に開催しました柳井市防災会議において、委員の承認を得ましたので、主な修正内容について御報告いたします。3種類の資料、柳井市地域防災計画修正の概要と風水害等対策編及び震災対策編の新旧対照表を添付させていただいております。今回の修正内容についてですが、防災対策に関する取組について大きく変更を加える箇所はございませんが、国の防災基本計画、山口県地域防災計画の修正に伴うもの、災害時の応援協定や消防団員数など現時点での内容に修正したものと、表現の適正化、時点修正等を行ったもので、適宜必要な修正を行っておるものでございます。次年度以降の修正について御説明させていただきます。国では、平成24年度に内閣府から南海トラフ巨大地震に関する被害想定等について公表された後、10年余りが経過したことから、これまでの被害想定の見直しが行われ、見直し結果を令和7年3月31日に公表されております。山口県におきましては、令和6年4月1日に有識者による地震・津波防災対策検討委員会が設置され、能登半島地震における課題検証を通じて県内の防災・減災対策の検討が現在も行われているところです。今月26日には、南海トラフ地震による県内の人的被害、建物被害について、検討委員会から中間報告がなされ、今年度末の3月には被害想定に関する最終報告が公表される予定です。その後、例年5月ごろ開催される山口県防災会議において、山口県地域防災計画が改定されることになろうかと思われませんが、本市の計画については、国、県の計画の修正状況を注視し、本市の状況に照らしたうえで、早急な対応、修正等を行ってまいりたいと考えております。続きまして2点目の柳井市国土強靱化地域計画の取組状況等の御説明をさせていただきます。タブレット番号は04と05でございます。柳井市国土強靱化地域計画ですが、本年11月18日に柳井市国土強靱化地域計画推進本部会議を開催し、令和6年度の進捗状況と主な修正内容について御報告いたしました。1点目の資料が取組進捗状況報告書、2点目の資料が進捗状況について添付しております。国土強靱化は県・市・関係機関等が連携・協力し、一体となって取組を推進する必要があるため、毎年度、重要業績評価指標の達成状況をもとに各施策の進捗状況を把握し、検証を行っていくこととしております。報告書では、各施策分野の進捗状況（令和6年度）の6の列に、6年度の進捗数値を入れております。次に目標値の右横の列に、達成度の欄を設け、Aは目標を達成している、Bは策定時から改善している、Cは策定時から変動なしの3段階に分けて記入しております。現在この指標につきましては、横ばい状況でございますが、目標達成に向けて着実に進捗しているものもあり、今後とも国や県など関係者相互の連携のもと、ハード、ソフト両面からの取組を実施してまいりたいと考えております。続きましてタブレット番号06、07でございます。計画の改定概要と新旧対照表を添付させていただいております。柳井市国土強靱化地域計画は市政の基本方針である柳井市総合計画と整合を図り策定するとされ、国の計画策定・改定ガイドラインでは、地域計画と総合計画の終期がずれている場合は、改定の際に両計画の計画期間を合わせることを示されておりますことから、柳井市総合計画の終期であります令和8年度まで、本計画の計画期間を延伸して改定するものでござい

ます。以上でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの報告を受けまして、各委員さんのほうから、何か御質疑、御意見等はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長 ないようでしたら、続いて、この調査事項に関しまして、各委員さんのほうから、何か御発言等がございましたらお願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 行政では、このようにちゃんと被害想定、国の想定、県の想定を踏まえて柳井市の想定を発表しておられますが、要は、市民のところまで認識と言うか、理解をされる努力が最も大事なことではないでしょうか。こうやって庁舎も大規模な浸水対策を施しております、何をやっているのかなあと、大きなお金をかけてやっている。それは浸水したら、庁舎が使えなくなったら困るよね、というぐらいの認識はあると思うんですよ。ただ、自分が住まいするところが、どういう状況にあって、いざそういうことが起こったら、どこへ避難するということまで、市街地の中でも、残念ながら徹底していないように感じるんですが、課長さんどうでしょうか。今後その辺が課題になりそうな気がするんですが、どういうお考えをお持ちでしょうか。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 今委員御指摘の点でございますが、我々もそれは日々、感じ取っておるところでございます。いろんな手だてで、例えば市広報であったり、ホームページであったりという形はとってはおりますが、おっしゃられるように、個々個人に対しますと、なかなか認識がそこまで高まってないという実感はございます。特に現時点で国の指導のもと、個別避難計画等の策定を随時進める中で、個人の方と接した場合には、災害種別によっても避難する場所というのは、避難経路が変わって来たりしますので、どうしても時間を費やすと。ただそれがすごく大切なことでありますので、その個別避難計画策定の段階で、いろいろな手当、説明、周知を図るとともに、もっと違う形で、例えば自主防災組織を立ち上げられるような話があれば、率先して出前講座をやったり、個別で御相談に乗ったりということをより深めていく必要があるのかなということでございますが、現時点でこうします、ああしますという案を持ち合わせてないのが現状ではございます。以上でございます。

委員（篠脇 丈毅） 守田地域づくり推進課長のところと連携をされて、少し自治会の活動を促すような補助金制度を作って、そういう取組をした、私は、防災の一番肝心なところは、訓練だと思ってるんですよ。訓練をやると、例えば防火訓練なんかやると、火が出たらどうしなければならぬかということが、訓練を通じて認識されたり、体で覚えたりするんですね。だから、これからはですね、徹底するためにはやる気のある自治会さんを守田地域づくり推進課長のところで、補助金や補助制度も、もうちょっと充実させてもらって、取り組んでいるところは、しっかり取り組んでもらって、それがバーストと広がっていくようなやり方も1つの知恵かなと思いますので、どうぞ酒井課長、頑張ってくださいたいように思います。答

弁は要りません。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

委員（岡本 泰行） 衛星電話のことでございます。多分、巨大な地震、津波が来たときに、一番の問題は多分通信だと思うんです。それで衛星電話が導入されている台数、4台か5台かでしたけれど、これは、どういうところに衛星電話が置いてあるのか、お聞かせ願えたらと思います。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 衛星電話は本庁に2台と、出張所にそれぞれ1台ずつの計4台でございますが、この衛星電話の活用方法というものは、一般の市民の方から電話を受け取るということをも大切ではございますが、国や県からの第一報、第二報、第三報というものも、これは重要な情報元になりますので活用を推進していくと。また、電話自体はそうなんですが、今後職員、消防団もそうですが、携帯をされていますが、そういったものも電源が枯渇した場合には、情報伝達というものが不便になりますので、いわゆる無線を使った伝達行動を取るとかという体制は、現時点では整備されてきていると。十分かどうかといったところは何とも言えませんが、我々は今これで対応可能だというふうには考えております。以上でございます。

委員（岡本 泰行） 被害の把握等となってくると、ドローンが多分必要になってくるんじゃないかと思うんですけれど、柳井市において、ドローンはどのぐらいの台数とか、設置というか、導入されているんでしょうか。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） ドローンの整備は、現在本市においてはゼロでございます。ただ、広域消防本部に完備1台ございまして、災害時にはそれを活用すると言ったところの情報連携はしていこうということは協議終わっております。ただ全国的にもスターリンクですね、1つの例としてありますが、それをどう導入していくかという課題は現時点でも持ち合わせておりますが、整備数がゼロということは変わらないかなど。今後どうしていくかという課題は当然あるというふうに考えております。以上でございます。

委員（岡本 泰行） スターリンクの衛星電話、衛星システムというのは、私の友達は、すでに自分の家にスターリンクの設備をやっていますし、それほど金額的に高いものではないと思うんですよ。だから、いろいろな幹部の皆さんや公会堂とか、いろいろなところに分散して、もう設置しておくべきではないかと思うので、これからも検討いただけたらと思います。よろしく願いいたします。以上です。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。それでは、ないようでございますたら、以上で、（4）防災に関する事項についての協議・審査を終わらせていただきます。続きまして、大きな3点目のその他の項になりますが、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

選挙管理委員会事務局書記長（柳屋 康彦） それでは、選挙管理委員会事務局から1点御報告させていただきます。令和7年12月8日をもって、選挙管理委員会の委員長でありました松重年春氏が退職されました。このことにより、委員長選挙が行われ、委員長職務代理者でありました松村幸生氏が、新たに委員長とされました。なお、委員長職務代理者は中原千恵子氏が、また、補充員順位1位の井上初代氏が委員とされましたので御報告いたしま

す。選挙管理委員会事務局からは以上でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの報告を受けまして、各委員さんのほうから何か御質疑、御意見等はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それではないようでしたら、最後に、その他に各委員さんのほうから総合政策部、総務部等、教育委員会の所管に関わる事項について、何か御発言等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、以上で大きな3点目のその他の事項について、終わらせていただきます。以上をもちまして、総合政策部、総務部等、教育委員会関係を終わらせていただきます。執行部の皆さんには、大変お疲れ様でございました。御退席ください。ここで、委員会を休憩し午後1時から再開したいと思います。

（ 休憩 午前11時29分 ）

（ 再開 午後 0時57分 ）

委員長（坂ノ井 徳） ただいまから、市民部及び健康福祉部関係について、審査を進めたいと思います。執行部の皆さんには、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

発言の際には、挙手の上、大きな声でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは付託議案等の審査を行います。

議案第50号柳井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 5分をお願いします。議案第50号につきまして、改めて御説明いたします。本条例は、令和8年4月から全国の自治体で実施される乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を適正に実施するため、その設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。こども誰でも通園制度は、すべての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、保護者の働き方等にかかわらず、子育て家庭を支援するために、新たに創設された通園給付制度でございます。本事業の対象者は、満3歳未満の未就園児とし、月一定時間までの利用枠の範囲で、就労等の要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる制度となっております。本事業を実施するに当たりましては、児童福祉法第34条の16第1項により、国が定める基準をもとに、市町村が条例で定めなければならないとされているため、本条例案を提出するものでございます。それでは、条文に沿って御説明申し上げます。第1条では条例の趣旨を、第2条では用語の定義を、第3条では最低基準に関することを規定しております。第4条では市の責務を、第5条では事業者の責務を規定しております。第6条から第20条までは、事業者が従うべき設備及び運営に関する基準について定めております。第21条

では、乳児等通園支援事業を一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の2つに区分しております。一般型乳児等通園支援事業は、当該事業のために別途定員を設け、在園児と合同で、又は専用室を設けて受入れを行う方式でございます。また、余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所等の空き定員を活用し、利用児童数が利用定員に満たない場合に、その余裕の範囲内で乳幼児を受け入れるものでございます。それぞれの設備基準や職員配置、支援内容等につきましては、一般型については第22条から第26条まで、余裕活用型については第27条及び第28条で規定しております。第29条では、帳簿等の電磁的記録の取扱いを定めております。本条例の施行日は、附則に定めるとおり一部条項を除いて公布の日からとしております。議決をいただいた際には、制度開始に向けて速やかに施行する予定でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（平井 保彦） この制度は4月からということですね。どこの保育園も保育士が足りないという状況にある中で、この事業がどの程度やれそうと想定されているのかお聞かせいただけますか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） この制度は4月から全国どこでも作らなければならないということになっています。今、制度の実施に向けて準備しております。利用できる保育所につきましては、市内の認可保育所と調整しているところでございます。

委員（平井 保彦） 調整をされている中で、感触としてはどうでしょうか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 今、2園ほど協力いただけるというところがございますので、そこを調整しているところでございます。

委員（平井 保彦） ちょっと大変かなとは思いますが、頑張っただけならと思います。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

委員（長友 光子） 月に一定程度の利用との表現でしたが、これは保護者の希望する日に行くことができるのでしょうか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 利用できる時間が定められておりまして、子ども一人当たり月10時間以内となっております。また、園の受け入れの体制もございまして、利用者が希望する時間を国のシステムを利用して登録することになりますが、その時間と園の方で受け入れる時間がマッチングした時に利用していただくこととなりますので、必ずしも保護者の方の希望に添える訳ではないと思っております。

委員（長友 光子） 月10時間以内となりますと、本当になじみのないところに行くままだと思います。その中で、保育の有効性、質を当該乳児が安心して過ごせる場所になっているかどうかというのが心配でございます。初めてのところに行って、なじめなくてずっと泣いていたというようになるんじゃないかと聞いておりまして、心配なことだと思っております。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 制度のことになりますが、園と保護者とで初回面談を行ってから実施することになっております。最初のなじめないうちは、親子通園というところも認められております。長い期間というわけではないのですが、そういったところに配慮しながら、お子様の受け入れができるように準備しているというふう聞いておりますので、すみませんがよろしくようお願いいたします。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（篠脇 丈毅） 全国的にこの制度を始めるにあたって、条件が非常に稚拙ですね。10時間ってというのは、保護者にとってはどういう位置付けと考えるおられますか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） こども誰でも通園制度の制度設計が、3歳未満児の方、保育園に行かれていない方を対象にしており、お子様が保育所で体験できるというところの期間は短いですが、国の制度として行っておりますので、それに向けて行っていきたいと考えております。もし、保護者の支援ということであれば、他にも一時預かり事業とかがございますので、そういったところを選択しながら、預けていただけたらと思います。まずはそのお子様の健やかな成長を助けるという制度というところで、運用が始まるものと聞いておりますので、そういったところで準備をしていけたらと考えております。

委員（篠脇 丈毅） 私が聞いているのは親御さんの不測の事態に対して、国が子育てに支障がないように救済する制度というふうに説明されれば理解が得やすいと思うんですよね。そういう意味であれば、もう結構です。10時間という時間制限がある以上はですね。そういうふうに理解していいんですね。答弁はいいです。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第50号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第50号は全員異議なく可決と決しました。

それでは、議案第54号柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び柳井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 24分をお願いします。議案第54号につきまして、補足説明を申し上げます。本改正は、児童福祉法の一部改正により、これまで条例で引用していた条項が変更されたため、条例において引用している条項を改正するものでございます。第1条の柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、条例第25条で引用している条項を改めるとともに、幼保連携型認定こども園と幼稚園とでは、根拠となる法律が異なるため、それぞれに対応した規定を明記する形に整備するものです。第2条の柳井市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例についても同様に、条例第12条で引用している条項を改めるものです。

委員長（坂ノ井 徳） ただ今の説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等

がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようですので、以上で質疑を終わります。これより、議案第54号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第54号は全員異議なく可決と決しました。

議案第57号柳井市手数料条例の一部改正について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

税務課長（磯部 理子） それでは、議案第57号柳井市手数料条例の一部改正について補足説明をいたします。27頁をお願いします。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、本市においても令和8年1月5日から基幹系システムが標準化へ移行いたします。税務業務についてもこの標準化の対象事務となっております。この標準化にあわせて、現在税務課で発行している所得証明書と所得課税証明書の取扱いを、所得が記載された課税証明書に統一することに伴う条例別表の整理を行うものでございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようですので、以上で質疑を終わります。これより、議案第57号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第57号は全員異議なく可決と決しました。

続きまして、議案第58号柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 28頁をお願いします。議案第58号につきまして、補足説明を申し上げます。本改正は、児童福祉法及び厚生労働省令で定める基準の一部改正により、条例の一部を改正するものでございます。引用条項の改正につきましては、児童福祉法の改正

に伴うもので、先ほど御説明いたしました議案第54号と同様でございます。続きまして、第17条第2項の改正についてでございます。現行の規定では、家庭的保育事業等において、利用開始時や、定期又は臨時の健康診断を実施することとしておりますが、既に児童相談所等における利用開始前の健康診断や、母子保健法に基づく乳幼児健康診査が行われている場合であっても、同様の健康診断を事業者において改めて実施する必要が生じる場合がございます。本改正では、これらの健康診断や健康診査の内容が、条例で求める利用開始時や定期又は臨時の健康診断等の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとするものでございます。この場合であっても、家庭的保育事業者等は、その結果を把握することとしており、乳幼児の健康管理に支障が生じるものではないかと存じます。なお、本市には、本条例に規定する家庭的保育事業者等がないことを申し添えます。以上でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第58号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第58号は全員異議なく可決と決しました。

議案第62号柳井市大畠総合センターの指定管理者の指定について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 議案第62号の柳井市大畠総合センターの指定管理者の指定につきまして補足説明を申し上げます。32頁をお願いいたします。議案第62号の柳井市大畠総合センターの指定管理者の指定につきましては、本会で部長が説明したとおりでございます。公募の結果、1者から申請書の提出がありました。選定委員会におきまして、適正な維持管理、利用者に対するサービス、地域との連携、経費節減、実績等9つの審査項目を総合的に評価し、指定管理者として大畠地区社会福祉協議会が適当であると決定したものでございます。指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。以上でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございま

せんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第62号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第62号は全員異議なく可決と決しました。

議案第63号柳井市平郡デイサービスセンターの指定管理者の指定について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

高齢者支援課長（藤井 裕久） それでは補足説明を申し上げます。33分をお願いいたします。

議案第63号の柳井市平郡デイサービスセンターの指定管理者の指定につきましては、本会で部長が説明したとおりでございます。非公募により、現在の指定管理者である社会福祉法人柳井市社会福祉協議会に対し、申込みを求め、選定委員会におきまして、適正な維持管理、利用者に対するサービス、地域との連携、経費節減、実績等9つの審査項目を総合的に評価し、柳井市社会福祉協議会が指定管理者として適当であると決定したものでございます。指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。以上でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようございましたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第63号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第63号は全員異議なく可決と決しました。

それでは、分割付託となっております議案第71号令和7年度柳井市一般会計補正予算（第3号）の市民部及び健康福祉部所管部分について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

市民生活課長（應瀧 雄一） 補正予算書の8分をお願いします。まず、債務負担行為の補正でございます。上から12行目のペットボトル収集業務委託料、古紙収集業務委託料、不燃物カン金属類収集業務委託料、ごみ袋製作及び配送業務委託料、路上廃棄物処理業務委託料につきましては、令和8年度当初からの業務を円滑に行うため、7年度中に委託業者を決定し

ておく必要がありますので、債務負担行為を設定するものでございます。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 続きまして、下から2行目の平郡デイサービス管理運営委託料及び大島総合センター管理運営委託料につきましては、先ほど御説明いたしました、それぞれの指定管理者の指定に係る5年間の委託料につき、債務負担行為を設定するものでございます。

健康増進課長（上田 芳枝） 続きまして、9㉟のがん検診委託料及び結核検診委託料については、新年度のはじめに集団検診の実施予定日の周知を行うため、入札により検診を受託する検診機関を年度内に決定できるよう、債務負担行為の設定をお願いするものです。

税務課長（磯部 理子） それでは、補正予算書13㉟をお願いいたします。市税歳入でございます。1項2目法人市民税は、9月までの申告状況から決算見込みを推計し、均等割につきましては減額、法人税割については増額の補正をお願いするものでございます。続きまして、補正予算書23㉟をお願いいたします。歳出につきましては、2目賦課徴収費、10節需用費につきましては、基幹系システムの標準化による帳票の仕様等変更対応に伴う印刷製本費の増額でございます。22節償還金利子及び割引料につきましては、過年度収入市税などを還付することとなった際の市税還付金の支出でございます。今年度のこれまでの実績による決算見込みにより、増額の補正をお願いするものでございます。

市民生活課長（應潟 雄一） 続きまして、補正予算書の27㉟をお願いいたします。上から3段目の27節、国民健康保険事業会計繰出金でございますが、職員の異動等及び国保負担軽減対策繰入金の確定に伴う繰出金の減額でございます。

社会福祉課長（山本 直邦） 同じく補正予算書27㉟中段をお願いいたします。1項、5目障害福祉費でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、障害福祉サービスの相談支援費負担金、介護給付費及び訓練等給付費並びに障害児通所支援給付費についてそれぞれ利用増や令和6年度の報酬改定に伴い、増額するものでございます。障害福祉サービスについては、令和6年度と比較しても増加傾向でございまして、利用実績は伸びてきております。利用実績により不足が見込まれるための増額補正をお願いするものでございます。22節償還金利子及び割引料については、事業確定による国庫及び県費返還金でございます。

市民生活課長（應潟 雄一） 続きまして、6目国民年金費の12節委託料でございますが、令和7年度の税制改正に対応するため、年金システム改修に係る経費を計上するものです。財源として全額国費を充当してございまして、歳入の14㉟になりますが、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金に年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金を、3項委託金、2目民生費委託金に国民年金事務費交付金として計上してございます。

高齢者支援課長（藤井 裕久） その下の8目老人福祉費をお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業費補助金でございます。利用者の増加に伴い、社会福祉法人への補助金を増額するものでございます。また、対象経費に充当する県補助金を増額し、歳入に計上してございます。続きまして、その下、22節償還金利子及び割引料の国、県支出金返還金につきましては、令和6年度の低所得者保険料軽減負担金の精算により、超過交付となった補助金を国及び県へ返還するものでございます。続きまして、28㉟をお願いいたします。27節介護保険事業会計繰出金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の実績見込みにより、市の法定負担分を含む繰出金を増額するものでございます。

市民生活課長（應湯 雄一） その下になりますが、後期高齢者医療事業会計繰出金につきましては、職員の異動等に伴い、増額するものでございます。

社会福祉課長（山本 直邦） 続きまして、同じく28番下段の12目厚生諸費、22節償還金利子及び割引料につきましては、事業確定による国庫支出金返還金でございます。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 続きまして、29番をお願いします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。12節委託料の私立保育所委託料でございますが、これは、公定価格の増額改定に加え、令和6年9月から3歳未満児の保育料の無償化に伴い、私立保育所の入所児童が増加したことにより、増額するものでございます。入所児童数についてですが、例年と比べまして、年度当初から、特に3歳未満児の入所児童が増加しております。令和7年4月1日現在の保育所の入所児童数は、公立私立を合わせて646人となっており、前年度同時期と比較すると、全体で約1.1倍と、やや多い水準でのスタートとなっております。特に3歳未満児の入所児童数は265人で、前年度同時期と比較すると、約1.3倍の増加となっており、年度当初から、前年度を大きく上回る水準で推移しております。このことから、当初見込んでいた入所児童数を大幅に上回ったため、増額するものでございます。次に、18節負担金補助及び交付金の物価高騰対策支援事業補助金でございます。これは、食材料費の価格上昇や物価高騰により、私立保育所の給食の質を落とさないようにするための県事業でございます。予算をお願いするものでございます。22節償還金利子及び割引料でございますが、これは、令和6年度事業が確定したことにより、国庫及び県費補助金を返還するものでございます。続きまして、2目児童措置費でございます。11節役務費の福祉医療審査支払手数料でございますが、これは、乳幼児・子ども医療費助成事業の利用が当初の想定よりも多くなる見込みであることから、増額するものでございます。1番めくっていただきまして、19節扶助費の乳幼児・子ども医療費でございますが、利用見込みにより増額するものでございます。次に22節償還金利子及び割引料及び、その下の3目母子福祉費の22節償還金利子及び割引料でございますが、これは、令和6年度事業が確定したことにより、国庫及び県費補助金を返還するものでございます。

社会福祉課長（山本 直邦） 次に、32番をお願いいたします。3項、2目扶助費でございます。

21節補償補填及び賠償金につきましては公用車事故に係る賠償金の示談が成立し、確定したことによる減額補正でございます。22節償還金利子及び割引料については、事業確定による国庫支出金返還金でございます。

健康増進課長（上田 芳枝） 続きまして、34番をお願いします。4款、1項、2目の保健対策費になります。保健対策費はこどもサポート課分と健康増進課分がありますのでまず、健康増進課分から御説明いたします。委託料の個別予防接種委託料は健康増進課分として656万7,000円を増額要求しております。令和7年度から定期接種となりました带状疱疹ワクチンの接種費が当初予算額を大幅に上回っており、接種に係る経費を増額補正するものです。当初予算要求時には接種対象者約2,500人の約1割で計算しておりましたが、8月分までの接種実績は479人となっており、すでに当初の見込み額を超えております。また、組換えワクチンの2回目をこれから接種する人も含めると、最終的な接種率は25%に達する見込みとなっております。これまでの接種実績から組換えワクチンと生ワクチンの接種比率も考慮して、6

56万7,000円の不足が見込まれることから、定期接種に係る経費を増額補正するものです。続いて、22節償還金利子及び割引料は、令和6年度の事業確定により、国庫支出金及び県支出金を返還するものです。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 続きまして、ひとつ上に戻りまして、12節委託料の個別予防接種委託料のうち、こどもサポート課が所管する乳幼児分893万6,000円についてでございます。主な理由としましては、子宮頸がんワクチンの予防接種者の増加等によるものでございます。子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種については、合計3回の接種が必要となります。当初、キャッチアップ接種対象者の公費で接種できる期間を令和6年度末までとしておりましたが、経過措置により、令和6年度末までに1回でも接種している場合は、令和7年度末まで、公費で接種できることとなりました。このため、駆け込みの接種者が増えまして、接種者数が想定を上回ったことから、増額するものでございます。次に、3目母子保健費の22節償還金利子及び割引料でございますが、これは令和6年度事業が確定したことにより、国庫及び県費補助金を返還するものでございます。

市民生活課長（應潟 雄一） 続きまして、36頁をお願いいたします。2目塵芥処理費のペットボトル中間処理負担金返還金でございますが、日本容器包装リサイクル協会におけるペットボトルの売却益の確定に伴いまして、本市の不燃物処理場においてペットボトルを共同処理している上関町に対し、案分により負担金を返還するための増額でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員（山本 達也） 29頁の私立保育園委託料について、3歳未満児、低年齢化がとても顕著だったという説明があったんですが、265人の3歳未満児、その0歳児、1歳児、2歳児の振り分けを教えてください。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 令和7年4月1日現在で、0歳児が33人、1歳児が106人、2歳児が126人、計265人となっております。

委員（山本 達也） 低年齢化が進むにつれて保育士さんがかなり必要になると思うんですが、保育士さんは足りているんですか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 現状は足りております。国の配置基準に沿って運営ができております。

委員（山本 達也） ということは、待機児童ってというような状況はないというふうに認識しているんですか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 待機児童につきましては、現在1名ほど発生しております。

委員（山本 達也） いずれにしても、この無償化の制度が始まって、今までは若い親御さんがなかなか早く働きたくても働けなかったような状況だったと思うんです。この制度によって、かなりそういう便宜が図られたというふうに私は受け止めているんですね。こういう制度だからこそ、若い世代の親御さん達にとって、とってもいい好条件になっているんじゃないかなと。そういうことで全体的に1.1倍に増えているのかなあというふうに思いますので、今後も若い世代の親御さんに対しての手厚い制度は続けてほしいなと要望しておきます。それと似通っているんですが30頁、19節の扶助費、乳幼児こども医療費の増加の理由というのは、ある

程度分析されていますか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 病院に行かれる方がかなり増えていると思いますので、病院に行きやすくなって利用しているということだと思います。

委員（山本 達也） そうだと思います。いや本当にこれもなんらお聞きする必要はなかったんですけども、この制度について、私は実際に若い世代の方から声を聞いているんですよね。本当に助かっていると。だから逆に、エールを送りたくて今質問したんですよ。たくさんお医者さんにかかっているのはよく分かります。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第71号中の市民部及び健康福祉部所管部分について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号中の市民部及び健康福祉部所管部分は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第72号、令和7年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

市民生活課長（應潟 雄一） 補正予算書の59条をお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,500万3,000円を減額しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ3億9,821万4,000円とするものでございます。それでは、61条をお願いいたします。債務負担行為の補正でございます。集団健診時の特定健康診査の実施にあたりまして、令和8年度当初からの業務を円滑に行うため、7年度中に委託業者を決定しておく必要がございますので、債務負担行為を設定するものでございます。続きまして、歳入について御説明申し上げます。歳入につきましては、金額の確定または、見込額の変更によるものでございます。63条をお願いいたします。1款、1項の国民健康保険税につきましては、税収見込みに伴い、減額補正を行うものであります。その下段の6款繰入金の4節職員給与費等繰入金は、歳出の総務管理費の補正に伴う減額でございます。8節その他一般会計繰入金は、令和6年度国保負担軽減対策繰入金の額の確定に伴う補正でございます。次に64条でございます。基金繰入金は、繰入見込額の変更による減額でございます。その下段の繰越金は、前年度繰越金の確定に伴う増額補正でございます。次に65条の雑入でございますが、額の確定により減額するものでございます。続きまして、歳出について御説明いたします。66条をお願いいたします。一般管理費につきましては、職員の異動に伴う人件費の減額補正でございます。67条の2目保険給付費等交付金償還金は、診療報酬審査査定分につきまして、概算金額と確定金額の差額により返納がなく、

歳入を減額したことに伴うものでございます。3目その他償還金は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助の確定による返還金でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員（長友 光子） 63の歳入の医療給付費分現年課税分が見込みで、減ったということですが、減った理由はどのようにお考えでしょうか。

市民生活課長（應潟 雄一） 基本的には被保険者数の減少によるものというふうに捉えております。

委員（長友 光子） 退職者が国保に入るっていう傾向があると思うんですけど、それも減少したということですかね。

市民生活課長（應潟 雄一） その部分を明確にどのぐらいの数字というのは押さえておりませんが、傾向としてはずっと減少傾向が続いておりますので、その流れが止まっていないということと、あとは年齢構成等の問題もあろうかと思えます。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第72号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号は、全員異議なく可決と決しました。

議案第73号、令和7年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 議案第73号、令和7年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算所の78を願ひいたします。

保険事業勘定の歳入ですが、介護保険給付費、地域支援事業費の補正に伴い、その財源となっております3款国庫支出金、79の4款支払基金交付金、80の5款県支出金及び81の7款繰入金、1項一般会計繰入金につきまして、それぞれ補正を行うものでございます。次に79を願ひいたします。3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目保険者機能強化推進交付金、5目介護保険保険者努力支援交付金、7目介護保険災害等臨時特例補助金につきましては、国庫補助金の内示に伴う補正でございます。82を願ひいたします。7款繰入金、2項介護サービス事業勘定繰入金につきましては、介護サービス事業勘定の補正に伴い増額しております。83を願ひいたします。3項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険給付費、地域支援事業費の増額補正に応じて、介護給付費準備基金を取崩し、

繰入金を増額しております。その下の8款繰越金は、前年度の補助金精算に伴う返還金及び繰越金の確定により、前年度繰越金を増額するものでございます。次に歳出ですが、84条をお願いいたします。1款総務費、1目一般管理費につきましては、人事異動等に伴う人件費の増額、電算帳票作成費用の追加及び電算共同処理の委託料増額に伴う補正でございます。12節委託料の電算システム改修委託料につきましては、令和7年度の税制改正に適合するよう、介護保険システムを改修するための費用でございます。次に85条をお願いいたします。2款保険給付費につきましては、各サービス給付費について、保険給付の動向を勘案し、所要の補正を行うものでございます。このうち、1目居宅介護サービス給付費につきましては、介護保険災害等臨時特例補助金の内示に伴いまして、財源充当先を変更するものでございます。86条をお願いいたします。3項その他諸費、1目審査支払手数料は、昨年度国保連合会の剰余金が生じたことから手数料が減額されていましたが、今年度は剰余金が生じない見込みとなり、手数料も前年度どおりの推移であることから増額するものでございます。3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、人事異動に伴う職員、会計年度任用職員の諸手当を変更するものでございます。次に87条をお願いいたします。1目一般管理費につきましては、人事異動に伴う人件費の増額でございます。2目包括的支援事業費の地域包括支援センター支所委託料につきましては、委託先職員の異動に伴う増額でございます。88条をお願いいたします。4款保健福祉事業費につきましては、保険者機能強化推進交付金の交付額の決定に伴い、充当する財源の組換えを行うものでございます。89条をお願いいたします。5款基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、前年度精算により生じた保険料剰余分を、介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。また、基金利子積立金につきましては、預金金利の上昇に伴い、令和6年度中に基金の預け替えを行ったことから、受取利息が減額となったものでございます。その下、6款諸支出金につきましては、前年度に交付を受けていた介護給付費負担金や地域支援事業の交付金が確定したことにより、返還するものでございます。続きまして、介護サービス事業勘定でございます。91条をお願いいたします。歳入の介護予防サービス計画費収入が増額見込みとなることから、92条の歳出の27節介護保険事業勘定繰出金を増額するものでございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第73号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、全員異議なく可決と決しました。

議案第74号、令和7年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

市民生活課長（應潟 雄一） 98万円をお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ62万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,848万5,000円とするものであります。まず、歳入から御説明いたします。101万円をお願いいたします。一般会計繰入金は、職員の異動等による人件費の増額に伴い、一般会計からの繰入金の補正を行うものであります。下段の繰越金は、令和6年度の決算に基づく繰越金を計上いたしております。次に、歳出でございます。102万円をお願いいたします。一般管理費は、職員の異動等に伴う人件費の増額分を計上しております。下段の後期高齢者医療広域連合納付金は、令和6年度保険料の繰越金を広域連合に納付するため、歳入の補正額と同額を計上しております。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第74号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、全員異議なく可決と決しました。

続きまして、議案第79号から議案第81号までの議案3件については、関連がございますので、一括して審査したいと思います。

それでは、議案第79号令和7年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第80号令和7年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第81号令和7年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

市民生活課長（應潟 雄一） まず、議案第79号について補足説明を申し上げます。補正予算書の47万円をお願いいたします。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ134万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億955万5,000円とするものでございます。歳入につきまして50万円をお願いいたします。一般会計繰入金でございますが、職員給与費等繰入金は、歳出の総務管理費及び徴税費の増額に対応する繰入金の補正でございます。続きまして、歳出ですが、51万円をお願いいたします。上段の一般管理費、下段の賦課徴収費につきまして、ともに、人事院勧告による給与改定等に伴う人件費の補正でございま

す。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 続きまして、議案第80号、令和7年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。補正予算書の58頁をお願いいたします。今回の補正は、保険事業勘定におきまして、歳入歳出の総額にそれぞれ325万7,000円を追加するものでございます。続きまして、60頁をお願いいたします。歳入につきましては、歳出の総務費及び地域支援事業費の増額に伴う繰入金の増額でございます。64頁をお願いいたします。歳出につきましては、人事院勧告による給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

市民生活課長（應潟 雄一） 続きまして、議案第81号になります。補正予算書の72頁をお願いいたします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ21万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,870万1,000円とするものでございます。75頁の歳入でございます。一般会計繰入金につきましては、人件費の追加に伴う一般会計からの繰入金の補正を行うものでございます。次に、76頁の歳出でございます。一般管理費につきまして、人事院勧告による給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただ今の説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようございますので、以上で質疑を終わります。これより、1案ずつ委員会としての採決を行います。

まず、議案第79号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、全員異議なく可決と決しました。

次に、議案第80号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、全員異議なく可決と決しました。

次に、議案第81号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、ご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、全員異議なく可決と決しました。

ここで、午後２時１５分まで休憩といたします。

( 休憩 午後２時３分 )

( 再開 午後２時１４分 )

委員長(坂ノ井 徳) 若干早いですが、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

大きな２点目の付託調査事項について、審査を行いたいと思います。

まず、市民生活に関わる社会福祉について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

健康増進課長(上田 芳枝) 付託調査事項として、健康増進課から周東総合病院の分娩取扱いについて、御報告をさせていただきます。周東総合病院は、柳井保健医療圏における基幹病院として二次救急医療やへき地医療拠点病院等としての機能を担っていただいている公的医療機関です。また、柳井保健医療圏においては妊娠期から出産後までの周産期に関わる医療を提供していただける唯一の分娩取扱が可能な施設でございます。令和４年度に産科の診療体制自体に変更はありませんでしたが、小児科の診療体制が常勤医師１名から非常勤医師２名に変更となり、この小児科の診療体制により分娩時の新生児緊急対応などが困難な状況となりました。このような診療体制の中、他の病院の小児科医師にバックアップ体制のお願いをするなどし、分娩の取扱いを続けていただいております。しかしながら、近年の分娩件数の減少や医療スタッフの確保などの状況を踏まえ、今後の分娩取扱いについて、県などの関係機関と連携をしながら協議をしているところです。１０月１４日に公表された内容は、当面の分娩取扱いについては、令和８年２月下旬までの出産予定で現在通院されている方を引き続き対応をすること、出産予定日が令和８年３月以降の方については、御本人の意向を確認し、希望する医療機関を紹介するなどの対応を取られるということです。また妊婦の救急受入は、現在のところは周東総合病院で対応できるとされています。分娩の取扱いに関しては、今後の方針が決まり次第、改めて公表されるということです。それでは、お手元のタブレット端末の資料０８番をお願いします。周東総合病院の分娩取扱件数の推移を表しています。資料にありますとおり、令和４年度以降の分娩取扱件数が著しく減少しており、今年度の分娩予定件数は２５件とお聞きしております。また、同じ資料の一番下の柳井市における分娩状況を御覧いただきますと、病院別で比較すると周東総合病院の１５．８％に比べて、梅田病院、みちがみ病院で分娩される割合が多いことがお分かりいただけると思います。先ほども御説明いたしましたが、令和４年度からの小児科が非常勤医師２名の診療体制に変更になったことが、新生児の緊急時の対応が難しくリスクのある分娩に対応できないため、他の病院を紹介せざるを得ないなど、分娩取扱いの減少に大きく影響したと考えられます。また、岩国市でも今年度末で分娩取扱を終了される施設がありますが、県東部の岩国、周南、柳井の３医療圏域内の分娩施設が広域的な連携をすることで、分娩の受け入れは可能であるということを県が確認しております。今後も、県や周辺自治体とも連携し、市民の皆様が安心して出産できる体制を考えてまいります。

委員長(坂ノ井 徳) ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員（長友 光子） 3月以降分娩を扱わないということで、1市4町の柳井医療圏には分娩を取り扱う病院がなくなるということですので、本当にこの柳井市としても、人口問題とか人口定住とかに大きな影響があることだろうと思います。それで、広域で連携をしておっしゃいました。それもあるのですが、難しいことですが、柳井市として、どう対応したらよいと考えておられますか。

健康増進課長（上田 芳枝） この柳井医療圏から分娩をできる施設がなくなるということで、協議を重ねてまいりました。しかしながら、今年度の予定分娩件数が25件と著しく減少していること、また里帰り出産を除いた現住所が1市4町及び近隣の方になりますと15件という著しく少ない件数となっております。既に梅田病院、みちがみ病院に行かれている方が多いということで、柳井医療圏には分娩施設はなくなりますが、近年の出生数の全国的な減少から梅田病院、みちがみ病院では、今後も十分に受入れは可能ということは確認をしております。近隣の分娩施設に行くに当たって、例えば急にお産が始まるとか、そういったときには救急車の利用が可能なのかということも柳井地区広域消防組合に確認をしており、急な破水や緊急の場合については、救急車の利用も可能ということです。関係機関と今後も連携をして、どういった対応ができるかということを考えてまいりたいと思います。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（篠脇 丈毅） いま長友委員がおっしゃった意見というのは、非常に大事な要素を持っています。柳井医療圏の将来を考えると、また人口定住対策を考えると、分娩施設が柳井医療圏からなくなるということ自体が非常に重たい、お金でかえられない問題と私は認識しております。したがって、来年からそういうことを将来するということについて、もうちょっと庁内で議論をして、国、県の支援ももちろん得られなければいけません。柳井医療圏の若い人たちが住み続けようとしているその出鼻をくじくような政策じゃだめだと思いますよ。執行部はもうちょっと真剣に、各課で連携をして結論を出してほしいと思います。これは本当に非常に大事な側面があって、昨年まで行いました特別委員会の議論でもそのことに集中をしましたからね。提言もしておりますが、執行部はもうちょっとそういうことに思いを致して、議論を進めて結論を出してほしいと思います。現状がこうだからこうだという説明は、納得できませんね。

健康福祉部長（益田 昌明） ただいま長友委員、篠脇委員の2人から非常に重たいお言葉をいただいたというふうに認識をしております。周東総合病院につきましては、令和4年の小児科医が常勤から非常勤に移行する際に、一度やめたいというお話がございました。その中で、そうは言っても令和3年度の分娩取扱い件数が100件をまだ超えておりましたので、そのときは、県を含め、山大の医学部の方のお力もいただきながら、引き続き、産婦人科医の派遣というところをいただいて、分娩を継続してきているわけでございます。まず、先ほど数字でもお示しをさせていただきましたように、令和4年から39、55、47、今年度が25名というような中でお話をいただいたときに、当然我々も県、山口大学医学部等とも協議をしながら、何とか維持できないかっていうことはしっかり考えてきたつもりではございます。さりながら、この分娩者数25名、25という近年の50前後で推移している分娩取扱いの中で、特に医療関係者から言われておりましたのが、とにかくこの件数では、医師また、医療スタッフのスキ

ル維持ができないと、安全が担保できないっていうところが、非常に強く言われてきたところ  
でございます。やはり医師、医療スタッフもある程度件数をこなしていかなないとなかなか安全  
な医療というものが提供できないということを非常に強く言われておったところございま  
す。また今回につきましては、県を含め、岩国圏域、周南圏域、柳井圏域の各分娩また産科の  
医師とも一緒に、これはオンラインの会議ではございましたが、しっかりと会議をしていく中  
で、ちょっとやむを得ないというような判断に至っておるところではございます。今後、市と  
して、できることが限られるかもしれませんが、なかなか医師の偏在が続く中、山口県  
は医師偏在でいえば全国47都道府県で33番目という中で、また柳井医療圏はその中でも低  
い医師の偏在数というところにもなっております。その辺り根本的に解決する方法というのは  
なかなか1市単独では難しいというふうに思っておりますけれども、今後この件につきましては  
引き続き、県等ともしっかりと協議して連携していきたいというふうに考えておるところで  
ございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございま  
せんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 非常に重たい問題でございます。頑張ってくださいますよう、私からも  
お願い申し上げます。

ないようでしたら、続いて、この調査事項に関しまして、各委員さんのほうから、  
何か御発言等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようでしたら、以上で、市民生活に関わる社会福  
祉についての協議・審査を終わらせていただきます。

続きまして、環境に関する調査について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明  
をお願いいたします。

市民生活課長（應潟 雄一） 市民生活課から2点御報告させていただきます。まず、平郡島海岸  
清掃ボランティア活動についての御報告でございます。資料ナンバー9を御覧いただけたらと  
思います。本年度もサンライン株式会社様からの企業版ふるさと納税の寄附金を活用させてい  
ただきまして、平郡西地区の海岸清掃を実施いたしました。市内の高校生、小中学生とその保  
護者を対象にボランティアを募集しまして、高校生以下18名と大人21名の39名の方に御  
参加をいただいたところでございます。清掃は、10月19日の日曜日に平郡西地区の海岸約  
500mの範囲で行いまして、御参加いただいたボランティア39名、職員等12名の51名  
で、午前中約1時間30分ではございますが、清掃作業を行いまして、2tダンプ約3台分、  
重さにして約590kgの漂着ごみを回収いたしました。ごみの内容といたしましては、ペッ  
トボトル、空き缶、空き瓶といった家庭ごみのほか、大型の発砲スチロールや漁網など漁業に  
関係するものもございました。海岸清掃の後、午後からは平郡西集会所におきまして、市民生  
活課職員また、今回御参加の申し出をいただきました柳井海上保安署の職員が講師とな

りまして、海洋プラスチックごみ問題についての環境学習会を行いました。併せてアンケートも実施いたしまして、やはりごみの多さに驚いたという感想が多く寄せられまして、その他、生活のあり方を考えるきっかけになりましたとか、ごみを出さないように努力することが大事だと痛感しました、また離島の平郡に行ってみたいと思うきっかけになりましたというような御意見もいただいたところでございます。限られた時間での開催ということでございますので、回収しきれない漂着ごみも多く残りますが、地元から継続を希望する声もいただいておりますので、来年度以降も継続して実施していきたいと考えております。2点目でございます。こちらは、資料はありませんが、EV充電設備の供用開始についてでございます。令和5年3月13日に持続可能な地域づくりに向けた包括連携協定を締結いたしましたTerra Charge株式会社によるクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた取組といたしまして、EV充電設備の供用開始について御報告いたします。場所はアデリーホシパークの遊具周辺の駐車場に、EV充電器4台設置いたしまして、12月12日から供用を開始いたしております。設置した充電器は、これまでと同様、6kwの普通充電器になります。充電料金等も同様に、1時間当たり410円で使用が可能です。Terra Charge社では、国のEV充電器補助金を活用されまして整備をされ、維持管理、保守等の運用費用も同社に負担していただいております。昨年2月以降順次供用を開始しております5施設、12基の使用状況については、本年4月から11月末までで29回の利用をいただいております。EV充電器の設置は、クリーンエネルギー自動車の普及促進、CO<sub>2</sub>の削減や環境問題への意識啓発、行動変容のきっかけづくりに繋がるものと考えておりますので、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、続いて、この調査事項に関しまして、各委員さんのほうから、何か御発言等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようでしたら、以上で、環境に関する調査についての協議・審査を終わらせていただきます。

続きまして、大きな3点目のその他の項になりますが、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

税務課長（磯部 理子） 税務課から税務証明の取扱変更について御報告させていただきます。先ほど議案第57号柳井市手数料条例の一部改正についての補足説明の中で、所得の証明を課税証明に統一する旨の御説明をさせていただきましたが、基幹系システムの標準化にあわせて、所得証明書を廃止し、所得が記載された課税証明書の発行、また、世帯票を廃止し、個人の課税証明書の発行とする予定でございます。世帯票を廃止することにより、世帯での証明が必要

な場合は、人数分の手数料が必要となりますが、取扱の変更については窓口で丁寧な説明を心掛けたいと考えております。証明書発行の変更スケジュールといたしましては、システムが標準化に移行する1月5日から課税証明書に変更します。世帯票の廃止につきましては、市民の皆様への周知を3月末まで行い、4月1日から変更する予定でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの報告を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

健康増進課長（上田 芳枝） 健康増進課から、その他の事項として新型コロナワクチンの接種状況について御説明させていただきます。令和6年度から定期接種となりました新型コロナワクチンの接種状況ですが、高齢者インフルエンザの予防接種と同様に10月から翌年2月末までの実施としております。新型コロナワクチンの定期接種の接種状況ですが、現時点で確認できるのが、10月接種分のみとなります。65歳以上人口に対し303人の方が接種しておられ、接種率は2.6%となっております。開始したばかりということもあり、接種が進んでいない状況となっております。年代別接種状況は、80歳代が最も高く130人、続いて70歳代が117人となっております。なお、高齢者インフルエンザワクチンの接種は、例年10月、11月に多くの方が接種されておりますが、今年は例年より早く感染が拡大していることもあり、インフルエンザワクチンの10月接種分は65歳以上人口に対し2,385人で接種率は20.5%、11月分はまだ集計中ですが、請求を見ても同じくらい順調に接種が進んでおります。新型コロナウイルス感染症は、冬にかけて感染拡大が見られることから、接種を希望される方に適切に接種できるよう、柳井医師会等とも連携してまいりたいと思います。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） こどもサポート課から、大畠保育所の食器消毒保管庫購入に係る予備費の充用について、御報告させていただきます。大畠保育所の食器消毒保管庫につきましては、機械の経年劣化により故障が発生し、現在は、応急処置により使用しておりますが、今後どの程度使用できるか不安定な状態となっております。食器消毒保管庫は、給食やおやつで使用する食器類や調理用具類を乾燥消毒し、衛生的に保管するための設備であり、児童に安全で衛生的な給食等を提供する上で必要不可欠なものでございます。本機器は、製造から約30年が経過しており、仮に修理を行った場合でも使用可能期間が短いため、修理ではなく購入が適当であると判断し、予備費を充用して、69万9,600円で随意契約をして、発注しているところでございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかに報告等はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの報告を受けまして、改めて各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員（平井 保彦） ワクチンの件なんですけども、70代、80代の方がとおっしゃったのは、

新型コロナのワクチンの件だったと思うんですが、結構受けておられる理由としては、自らが病院に出向いて接種されているのか、あるいは介護施設等で、一緒に接種されているというような状況にあるのか、そのあたりについて教えていただきたいんですが。

健康増進課長（上田 芳枝） 新型コロナワクチンに関しましては、病院で接種されている方のほうが多いので、自ら出向いてされているという認識でおります。またインフルエンザワクチンの接種が進んでおりますが、同時に接種できないことはないんですが、医師によっては、同時接種を嫌がられる場合もございますので、そういったところで、まずはインフルエンザから接種されるのではないかと考えております。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、最後に、その他に各委員さんのほうから、市民部、健康福祉部の所管に関わる事項について、何かご発言等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようございますので、以上で大きな3点目のその他の事項について、終わらせていただきます。各委員の皆様、そして執行部の皆さんには、慎重なご審査をいただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、本日の委員会を終わらせていただきます。お疲れ様でございました。

（ 午後2時43分 閉会 ）

委員長署名 \_\_\_\_\_ 坂ノ井 徳 \_\_\_\_\_